

岩槻環境センター実証実験効果検証業務 仕様書

1. 総則

本特記仕様書は、さいたま市が発注する「岩槻環境センター実証実験効果検証業務」（以下「本業務」という。）に適用する。本特記仕様書に記載のない事項については、各種関係法令の他、さいたま市業務委託契約基準約款、さいたま市土木設計業務等共通仕様書、及びさいたま市建築設計業務委託共通仕様書によるものとする。なお、受注者は、本特記仕様書に明示なき事項または疑義が生じた場合には、発注者と協議を行うものとする。

2. 業務の目的

本業務は、令和6年度にさいたま市（以下、「甲」という。）と実証実験事業者（以下、「事業者」という。）と締結した「岩槻環境センター利活用に係る実証実験」について、実証実験のモニタリングを行い、実証実験の改善提案や履行状況の確認、実証実験結果の評価を実施する。この評価を踏まえ、岩槻環境センター利活用に係る事業構想策定を目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和9年12月24日（金）まで

4. 履行場所

さいたま市岩槻区大字笹久保1339番地

5. 配置技術者

本業務の実施に際して、受託者は、本業務の意図及び目的を十分に理解し、技術面の管理を行うために必要な専門知識と十分な業務経験を有した技術者を配置するものとする。

本業務を行うに際し、以下の要件を満たす現場責任者または技術管理者に技術士を有する者を配置すること。なお、配置する技術者は、3ヶ月以上直接雇用の関係にある者に限る。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士（衛生工学部門）の資格を有する者。

6. 業務内容

6.1 実証実験のモニタリング業務

（1）実証実験計画書の確認

受託者は、事業者が実証実験の実施前に提出する実証実験計画書の内容を確認し、実験計画の妥当性や実験の安全性等を確認し、必要な場合は市に対して改善内容を報告する。

（2）実証実験の実施状況の確認

受託者は、事業者が実施する実証実験について次の確認を行い市に報告する。なお現地確認の頻度は、現地での実証実験期間中、月2回程度とする（実証実験期間：6ヶ月程度）。

- ① 実証実験開始前における岩槻環境センターの現場状況の確認
- ② 実証実験機材等の搬入ならびに据付状況の確認
- ③ 市が提供する、処理対象物の搬入・保管状況、選別後物の保管・搬出状況の確認
- ④ 実証実験の実施状況の確認（特に、安全確保等の確認）

- ⑤ 清掃、後片付け等の実施状況の確認
- ⑥ 事業者にて作成する実証実験の日報等の確認
- ⑦ その他、実証実験にかかる助言等

(3) 実証実験終了後の現場確認

事業者の実証実験終了後、事業者にて原状回復を図るが、受託者は、原状回復後の状況を確認し報告する。

(4) 実証実験報告書の確認

事業者が提出する実証実験報告書を確認し、報告内容の妥当性を検証し市に報告する。実証実験報告書に不備等が見つかった場合は、その事項を市に報告する。

(5) 事業者との協議

市と事業者との実証実験に係る協議に同席し必要な助言を行う。

6.2 岩槻環境センター利活用に係る事業構想策定業務

(1) 基本的条件の検討

岩槻環境センター利活用に係る基本的な条件を設定する。基本的な条件は、事業目的、事業期間、処理品目および年間処理量、既存建屋の利活用、市と事業者の所掌、処理に伴う効果などとする。

(2) 事業構想（案）の策定

(1) を踏まえ、岩槻環境センター利活用に係る事業構想（案）を作成する。

(3) サウンディング型市場調査の実施

実証実験報告書と(2)で作成した事業構想（案）に基づき、事業者を対象としたサウンディング型市場調査を行う。

調査は、原則として公募で行うものとし、実施要領、エントリーシート、現場説明会、提案書の内容確認、サウンディングを行い、その結果を公表用資料としてまとめる。

(4) 事業構想のとりまとめ

サウンディング型市場調査結果を踏まえ、事業構想を見直し、とりまとめる。なお、サウンディング調査結果から事業化が困難と判断される場合は、課題を整理し検討報告書としてまとめる。

6.3 打合せ協議

業務打合せは令和8年度3回、令和9年度は5回を予定する。

7. 成果品

- (1) モニタリング業務報告書(A4版くみ製本) 5部
- (2) 岩槻環境センター利活用に係る事業構想(案)(A4版ファイル綴じ) 5部

- | | |
|---|-----|
| (3) サウンディング型市場調査に係る資料、調査結果 (A4 版ファイル綴じ) | 5 部 |
| (4) 岩槻環境センター利活用に係る事業構想 (A4 版くるみ製本) | 5 部 |
| ※事業化が困難な場合は、「検討報告書」としてまとめる。 | |
| (5) 電子データ (CD または DVD) | 1 式 |

8. 貸与資料

- (1) 令和 6 年度岩槻環境センター利活用に係る検討業務報告書
- (2) その他必要と認めるもの

9. ウィークリースタンスの実施

本業務は、ウィークリースタンスの対象業務である。業務環境を改善するため、業務着手時の初回打合せにおいて、受発注者間で取り組む意思及び内容を確認し、次の取組内容を設定する。

- ・月曜日を依頼の期限日としない (マンデー・ノーピリオド)
- ・水曜日は定時の帰宅に心掛ける (ウェンズデー・ホーム)
- ・土・日曜日に休暇が取れるように金曜日には依頼しない (フライデー・ノーリクエスト)
- ・その他、任意に設定する

10. その他

- ・本業務に当たっては、監督員と十分に連絡を取りながら遂行すること
- ・本業務の遂行に当たり、知り得た業務の秘密は他に漏らさないこと
- ・本業務は、所定の図書を提出し、その図書の検査に合格した時をもって完了とするが、完了後に誤謬が発見されたときは、無償にて速やかに訂正を行うこと
- ・さいたま市業務委託契約基準約款第 38 条に基づき、同約款別記「情報セキュリティ特記事項」を遵守すること
- ・ここに定めのない事項については、別途、監督員の指示に従うこと